第11期中間決算公告

平成22年11月10日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 新生信託銀行株式会社 代表取締役社長 後藤 武彦

中間貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

	7	幹	E	1		金	額			科		目		金	額
(資産の部)								(負債の部)							
現	金	<u>₹</u>	頁	け	金		14, 548	信	託		勘	定	借		7, 376
有	1	価	訌	E	券		35	そ	の		他	負	債		407
そ	の	ft	<u>b</u>	資	産		465	賞	与		引	当	金		44
有	形	固	定	資	産		22	役	員	賞	与	引	当 金		12
無	形	固	定	資	産		0	負	債	Ø	7	部 合	計		7, 840
繰	延	税	金	資	産		170			(純貧	€産 0)部)			
								資			本		金		5, 000
								利	益		剰	余	金		2, 402
									利	益	準	焦 備	金		1, 180
									その	他	利	益 剰	余 金		1, 222
											繰越	利益乗	1余金		1, 222
								株	主	資	: 7	本 合	計		7, 402
								その	の他有	有 価	証券	評価差	額金		0
								評	価・	換:	算差	額等	合 計		0
								純	資	産	の	部台	計		7, 402
資	産	の	部	合	計		15, 242	負	責 及 ī	び純	資	産の部	合計		15, 242

/ NY / / I -		_ _ _ _ _ _ _ _ 	
	•	百万円)	
(単位		- ロ /ノ 1/	

								(単位:日万円)
		科		目			金	額
経		常		収		益		1, 248
	信	訊	E	報		酬	1, 106	
	資	金	運	用	収	益	8	
		(うち	有価証	E券利	息配当	金)	(0)	
	役	務 取	文 引	等	収	益	132	
経		常		費		用		669
	資	金	調	達	費	用	0	
	役	務 取	文 引	等	費	用	54	
	営	業	ŧ	経		費	615	
経		常		利		益		578
税	引	前 中	間	純	利	益		578
法	人 税	、住身	民 税	及び	事 業	税	171	
法	人	税	等	調	整	額	60	
法	人	税	等		合	計		231
中		間	純	利	J	益		346

中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 $\left(\begin{array}{c} \text{平成22年 4月 1日から} \\ \text{平成22年 9月30日まで} \end{array} \right)$

(単位:百万円)

			(単位:百万円)
科	目	金	額
株主資本			
資本金			
前期末残高			5,000
当中間期末残高			5,000
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高			1,180
当中間期末残高			1,180
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高			875
当中間期変動額			
中間純利益			346
当中間期変動額合計			346
当中間期末残高			1,222
利益剰余金合計			
前期末残高			2,055
当中間期変動額			2,000
中間純利益			346
当中間期変動額合計			346
当中間期末残高			2,402
株主資本合計			2,102
前期末残高			7,055
当中間期変動額			1,000
中間純利益			346
当中間期変動額合計			346
当中間期末残高			
当中间朔木/次向			7,402
計 <u> ・ 授昇左領寺</u> その他有価証券評価差額金			
ての他有価証券計価差額並 前期末残高			0
			U
当中間期変動額	V 中間地亦利佐(公佐)		\wedge 0
株主資本以外の項目の	当中间别変期領(純額)	<u>' </u>	
当中間期変動額合計			<u> </u>
当中間期末残高		+	0
評価・換算差額等合計			0
前期末残高			0
当中間期変動額	V/ → 88 +80 ☆ そ (*** ****)		Λ ο
株主資本以外の項目の	当中间期変期額(純額)	1	\triangle 0
当中間期変動額合計			△ 0
当中間期末残高			0
純資産合計			
前期末残高			7,055
当中間期変動額			
中間純利益			346
株主資本以外の項目の	当中間期変動額(純額)		△ 0
当中間期変動額合計			346
当中間期末残高			7,402

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物(建物附属設備)については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用し、 年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

8年から18年

その他の有形固定資産

2年から15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てます。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てます。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てます。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、 その査定結果により上記の引当を行うこととしておりますが、当中間期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

当社は株式会社新生銀行を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 45 百万円

担保資産に対応する債務

預り金 45 百万円

上記のほか、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条により準用される信託業法第11条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第25条の営業保証金供託義務に基づき、有価証券35百万円を供託しております。また、その他の資産のうち保証金は0百万円及び敷金は86百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

66 百万円

3. 1株当たりの純資産額

74,021 円 41 銭

4. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該 剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当中間期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありません。

5. 当社は、消費者金融会社等を委託者とする信託案件を受託しております。 その信託財産には、貸付金利が利息制限法の上限を超過する貸付金が含まれておりますが、債務者からの過払返還請求に対しては、信託契約において委託者が責任を負う旨を約しており、さらに信託勘定が負担することとなった場合においても、債権の回収金及び準備金等の信託財産を優先的に充当できる等の措置が講じられております。当中間期においては信託財産を超過して銀行勘定に将来損失が発生する可能性が低いと判断したことから、これらの案件に関して引当金は計上しておりません。

なお、当社は株式会社新生銀行の子会社である新生フィナンシャル株式会社及びシンキ株式会社から消費者ローン債権を受託しておりますが、両社が当該信託債権に係る過払利息返還債務を負担できない等で、さらに信託勘定が負担することとなった場合においても、債権の回収金及び準備金等の信託財産を優先的に充当できる措置等が講じられております。負担額が信託財産を超過して銀行勘定に損失が発生した場合には、同行が当該損失を当社に補償する旨の書簡を同行より受け入れております。

6. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 88.05%

(中間損益計算書関係)

1株当たり中間純利益金額

3,468 円 41 銭

(中間株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100			100	_
合計	100	_	_	100	_

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 (単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金			
預け金	14,548	14,548	
(2) 有価証券			
国債	35	35	_
(3) その他資産			
未収入金	167	167	_
資産計	14,752	14,752	_
(1) 信託勘定借	7,376	7,376	_
(2) その他負債			
未払金	125	125	_
負債計	7,501	7,501	_

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(6ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券については、公表されている市場価格等に基づく時価によっております。 なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) その他資産

その他資産のうち未収入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価とみなしております。

負債

(1) 信託勘定借

信託勘定借については、当中間期末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

(2) その他負債

その他負債のうち未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

(有価証券関係)

その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表	取得原価	差額
		計上額 (百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計	債券	35	35	0
上額が取得原価を	国債	35	35	0
超えるもの	合計	35	35	0

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	延税	\wedge	かべ	37:
和型		(#)	官	生

ソフトウェア関連費用	84	百万円
前受収益	17	
賞与引当金	17	
未払事業税	15	
その他	34	
繰延税金資産小計	171	
評価性引当額	$\triangle 0$	
繰延税金資産合計	170	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0	
繰延税金負債合計	0	
繰延税金資産の純額	170	百万円

信 託 財 産 残 高 表 (平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

	貨	至	産	į		金	額			負	債			金	額
有	ſī	五	記	:	券		143, 525	特	定	金	銭	信	託		12, 030
金	金 銭 債 株		権		2, 187, 760	金釒	金銭信託以外の金銭の信託					582, 465			
有	形	固	定	資	産		260, 562	金	銭	債	権の	信	託		162, 448
無	形	固	定	資	産		1, 970	土土	也及で	びその	定着	物の作	言託		272, 220
そ	0)	他	<u>µ</u>	債	権		292, 980	包		括	信		託		1, 972, 020
銀	行	甚	助	定	貸		7, 376								
現	金	刊	Ę	け	金		107, 008								
	1	<u>^</u>	言	-			3, 001, 185			合	計				3, 001, 185

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)については、 取扱残高はありません。 1. 2.